

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年高知県規則第88号)
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次項」を「次項及び第39条」に改める。

第36条の表中

「

別記第48号 様式	第76条第 1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条 例第76条第1項
	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)

」

を

「

別記第48号 様式	第76条第 1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条 例第76条第1項
	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)
別記第49号 様式	高知県知事	市町村の長(高知県住宅供給公社の理事長)

」

に改める。

第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。

(添付書類の省略)

第39条 別記第1号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第10号様式、
別記第17号様式、別記第19号様式、別記第21号様式、別記第24号様式及び別
記第26号様式の規定により、これらの様式に添えて提出することとされている書
類について、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1項(同法第26条において準用
する場合を含む。)の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報(同法
第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。)の提供
を受けることができる場合又は高知県行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及
び提供に関する条例(平成27年高知県条例第69号)第4条第3項若しくは第4
項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる
場合であって、県営住宅の入居の申込みをしようとする者又は入居者が別記第49
号様式による個人番号届出書を提出したときは、これらの様式の規定にかかわらず、
当該内容が記載された書類の添付を要しないものとする。

別記様式に次の 1 様式を加える。

第 49 号様式(第 39 条関係)

個人番号届出書

[別紙参照]

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。